

## 夫婦別姓、タイの事情



国本 愛

「え、なぜですか？」。バンコクで働くタイ人の支局助手(28)は、心底不思議そうな顔でそう返した。両親が事実婚だということに、片方の親と名字が違うのに違和感はないかと聞いた時のことだ。

日本では今、約30年ぶりに選択的夫婦別姓を認める民法改正案が国会で議論されている。結婚する夫婦の95%が夫の姓を選び、改姓の「負担」がほぼ女性に偏る中、別姓も認めてほしいという声がようやく政治を動かした。一方で、「家族の絆が壊れる」といった保守派の反対も強く、成立するかどうかは不透明だ。

タイでは、かつては結婚した女性が夫の姓を名乗ることが法律で義務づけられていたが、1997年に男女平等を保障する憲法が制定され、それを根拠に女性たちが法改正を求めた。2003年、憲法裁判所が「女性だけに改姓を義務づけるのは違憲」と判断。これを受け、議会は「夫婦どちらかの姓を使用する、あるいはお互い元の姓を保持できる」とい

う、いま日本で議論されている「選択的夫婦別姓」を導入する法改正案を可決し、05年に施行された。

導入から20年がたち、若い世代にとつては名字が違う夫婦も当たり前のことなのか。日本での議論を話すと、助手は驚いていた。ただ、そもそもタイでは事実婚も多く、夫婦別姓が珍しくないという事情もあるという。財産の相続や親権など法律婚のメリットはあるものの、配偶者手当などがある会社社員ではなく、特に地方の農業や商売を営む家庭では、法律婚の必要性を感じないことも多いそうだ。助手の両親もそうで、学校にも両親が別姓の友人が複数いたという。「両親の姓のことでいじめられたりしなかったか」と聞くと、「まさか」と爆笑された。

私も日本では事実婚で子育てしていた。だが、海外赴任に伴い家族ビザを取得するため、法律婚を決定せざるを得なかった。夫は自身のキャリアを中断して同行するため、改姓は私が受け入れた。ただ、仕事とパスポートの名前と違うため説明が必要な場面もあり、やはり精神的負担だ。そんな中、助手の反応は心に刺さった。「家族の名字が違って何が問題なのか」。一日も早く夫婦別姓が導入され、そんなふうに笑い飛ばせる社会に日本もなつてほしい。